

外部委員 3 名の見解

平成 27 年 4 月 28 日

山川 洋一郎
宮川 勝之
長谷部 恭男

はじめに

我々3名は本調査委員会の最終報告書の内容に賛同するものであるが、外部委員としての立場から、以下の通り、所見を示すこととする。

2014年5月14日に放送された報道番組『クローズアップ現代 追跡"出家詐欺"一狙われる宗教法人ー』の制作のプロセスで、制作に関わった記者による「やらせ」があったとの疑惑が、複数の週刊誌等によって指摘されている。疑惑が指摘された出家詐欺の「ブローカー」のインタビューおよび「ブローカー」と「多重債務者」との相談のやりとりの場面は(26分の番組のうち、あわせて約3分半)、2014年4月25日に関西地区で放送された報道番組『かんさい熱視線』の素材を編集し直したものであり、「やらせ」の疑惑は、直接には、後者の番組の制作過程に関して指摘されているものである。

以下では、

1. 「ブローカー (A氏)」と「多重債務者 (B氏)」がやりとりするシーン、および直後に「多重債務者」を追いかけてインタビューするシーンについて、行き過ぎた演出や構成はなかったか。
 2. A氏は出家詐欺のブローカーとして実際に活動していたのか。
 3. 問題のシーンについて「やらせ」があったと評価できるか。
 4. A氏は二つの番組の撮影および放送を事前に承諾していなかったのか。
 5. かりに行き過ぎた演出・構成、不正確な報道がなされていたとすれば、なぜそうなったのか、チェックする手立てはなかったのか。
- の5点にわたって、外部委員としての見解を示す。

1. 「ブローカー (A 氏)」と「多重債務者 (B 氏)」がやりとりするシーン、および直後に「多重債務者」を追いかけてインタビューするシーンについて、行き過ぎた演出や構成はなかったか

問題のシーンが視聴者に与える主要な印象は、①NHK の取材班が出家詐欺のブローカー (A 氏) を探し出し、②A 氏が多重債務者である B 氏から出家詐欺についての相談を受けている、というものである。

(1) この点に関連して確認されている主な事実は、以下の通りである。

1) 2014 年 4 月 19 日に行なわれた『かんさい熱視線』のための撮影に先立って、同日、大阪市内のホテルの 1 階喫茶室で、記者と A 氏、B 氏の 3 名で打ち合わせをした。打ち合わせの内容については、記者および B 氏と、A 氏との間で大きな対立がある。

2) ホテルからは 3 名がタクシーに同乗し、『クローズアップ現代』で「活動拠点」とされ、撮影現場となったビルの一室には、3 名が一緒に現れている。室内のカメラおよびマイクのセッティング等は、19 日の数日前に担当ディレクターが B 氏から鍵を受け取った上で、当日に事前に行なわれていた。

3) 実際には、記者は「多重債務者」である B 氏から「ブローカー」であるとして紹介された A 氏に出演依頼をしたにもかかわらず、番組では、まず「ブローカー」を突き止め、そこにたまたま相談にきた「多重債務者」とのやりとりを撮影しているかのように構成されている。

『かんさい熱視線』では、「私たちは、『出家詐欺』を斡旋しているというブローカーの存在を突き止め、接触することができました」という音声で、「ブローカー」のインタビューが始まり、それに問題のシーンが続いている。『クローズアップ現代』でも、ほぼ同様のコメントが入り、構成も同様のものとなっている。

4) 相談が終わった後で「多重債務者」を追いかけてインタビューをしたという構成となっているが、これも実際の取材の経緯とは異なっている。実際には、相談のシーンの後、まず A 氏のインタビューが撮影され、その後、B 氏とのインタビューが撮影されている。

5) 二人がやりとりをした部屋の内部に記者も居合わせており、「10 分か 15 分やりとりしてもらって、足りなかったら、私からこんなシーンと言いますんで」、「50 万 (円) の工面のところのやりとりが・・・もうちょっと補足で聞きたいなと思うんですけど」等と、やりとりの内容を補足するよう依頼している。

6) B 氏が数百万の債務を抱える多重債務者であること、そして出家詐欺によって苦境を打開することを考慮していたことについては、これを裏付ける証拠および証言がある。B 氏は他に、出家し既に住職となった人にも出家の相談をしたことが確認されている。

7) 放送後に A 氏に対して「口止め」を持ちかけたのは B 氏であり、記者ではないとの B 氏自身による証言がある。

8) 放送後の 2015 年 3 月 1 日、大阪市内のホテルで記者、A 氏、B 氏が面会した。A

氏は、知り合いや父親からテレビに出演していたことを指摘され困惑していることを主張したほか、自分はブローカーではない、撮影当日に役割を交替した等の主張をした。話し合いの内容は、その後、週刊文春 3 月 26 日号で紹介された。

(2) 外部委員の見解

(1) 3)～5) に関しては、行き過ぎた演出・構成があったと言わざるを得ない。3) および 4) については、実際の取材の経緯に沿って番組を構成しても、不合理・不自然とは言えず、なぜこうした構成としたかは理解が困難である。また、相談の場面に記者が居合わせて、やりとりの内容を補足するよう依頼することは、報道番組としては過剰な介入であり、不適切である。

2. A氏は出家詐欺のブローカーとして実際に活動していたのか

視聴者が知りたいと考える点の一つは、A氏が出家詐欺のブローカーとして実際に活動していたか否かであろう。

(1) この点について確認されている主な事実は、1 (1) で列挙した事実に加えて、以下の通り。

1) A氏は、多重債務者であるB氏が「ブローカー」として記者に紹介した人物であり、番組制作にあたっての、A氏とB氏のやりとりのビデオ素材や、A氏自身に対するインタビューのビデオ素材からすれば、A氏は出家詐欺の手法や背景事情について詳細な知識を有していることが確認できる。その中でA氏は、「得度」「寺格」「度牒」「僧籍」等の専門用語を多用している他、家庭裁判所で法名への名前の変更の申請をすること、改名後1, 2か月で本籍地を転籍すること、他人が戸籍謄本を取得するのは個人情報保護法により難しくなっていること等の知識を披露し、しかも「我々ブローカーは」という発言もしている。また、かつてA氏がB氏に見せたという僧形のA氏の写真がA氏の携帯電話に収められていることも確認されている。2) しかしながら、A氏が出家詐欺のブローカーとして実際に活動していたとの確証はない。3) 他方、一般的事実として、多重債務者を寺院に紹介するブローカーが複数いたことは、警察等への取材で確認できている。出家詐欺という事象自体は存在した。

(2) 外部委員の見解

A氏は、(1) 1) で述べたように自身を「ブローカー」と表現してはいるものの、彼が出家詐欺のブローカーとして実際に活動していたことを確証し得る証拠・証言は(それを確定的に否定する証拠・証言も)、現時点では存在しない。A氏が真実、出家詐欺のブローカーであるとは断定し得ないにもかかわらず取材が不十分なまま、「ブローカーの存在を突き止めた」と断定し、問題のシーンを放映したことは、視聴者に誤った印象を与えたものと言わざるを得ない。

番組の制作過程において、A氏が出家詐欺のブローカーとして実際に活動していたか否かに関して十分な裏付け取材をしておくべきであった。

出家詐欺という事象の広がり自体は事実であったとしても、具体的に番組で「ブローカー」として取材対象とされたA氏が実際にブローカーである確証がない以上、番組全体の信用性が揺るがされるおそれがあると言わざるを得ない。

3. 「やらせ」はあったと言えるか

「はじめに」で述べたように、複数の週刊誌等で、事前の打ち合わせの際に、記者がA氏とB氏に「ブローカー」と「多重債務者」の役割を交代するよう依頼する等の「やらせ」があったのではないかと指摘がなされている。

「やらせ」をどのようなものとして捉えるかであるが、『広辞苑〔第6版〕』では「事前に打ち合わせて自然な振る舞いらしく行わせること、また、その行為」、『日本国語大辞典〔第2版〕』では「放送用語。テレビのドキュメンタリー番組などの制作で、事実らしく見せながら、実際には演技されたものであること」とされている。

放送の場合、「やらせ」とは、放送番組制作者側が、意図的に出演者に演技をさせたことであろう。したがって典型的な「やらせ」とは、

- ① 制作側の意に沿う結果を得るために、現状に故意に手を加えたり、データを改竄したりするなど、ありもしないことを事実であるかのように作り上げること
又は
- ② 登場人物を仕立て、示し合わせて演技するなどして、事実であるかのように見せかける、

などの事実があった場合を指すもの、と考えられる。

本件については、番組制作者側に、①②に相当する意図や作為があったとまでは言えない。事前にシナリオを提示したり、綿密な打合せをした形跡がなく、事実と異なる演技の指示が故意になされたこともうかがわれない。

撮影に先立つ打ち合わせの席上で、当初、多重債務者であるB氏を「ブローカー」とし、A氏を「多重債務者」とする予定であったのに、その場で急に二人の「役割」の交替を含む演技の依頼が、記者によってなされたとのA氏の主張は、にわかには信じがたいものである。記者は、二人に役割の交替を依頼したことはなく、むしろ「ガチンコ」で相談してほしいと述べたと証言している。また記者は、事前にA氏、B氏に対して、シナリオ的なものを渡したり、会話の筋書きを示したり、演技の指導・指示をしたことはないと述べている。B氏も記者と同様の証言をしている。

1(2)で指摘したように、A氏とB氏の会話部分で、記者がやりとりの内容につき補足を依頼したことは報道番組として明らかに行き過ぎた行為であるが、この点だけで、取材者・番組制作者が意図的に演技をさせたとするまで評価することはできない。また、2(2)で指摘したように、A氏が出家詐欺のブローカーとして実際に活動していたことを確認する点で詰めが甘かったことは確かであるが、そのことから、NHKが意図的に事実と異なる役割を演じさせたとの結論が導かれるわけではない。少なくとも典型的な「やらせ」があったとは言えない。

4. A氏は二つの番組の撮影および放送を事前に承諾していたのか

記者が報道番組（『かんさい熱視線』）の撮影であること（フィクションであることを前提とする再現映像の撮影ではないこと）をA氏に事前に伝えたか否かについては、両者の言い分が食い違っている。

A氏は、撮影前には記者の名刺や自己紹介も受けておらず、NHKによる撮影や放送の承諾もしていないが、撮影後に記者がNHKの記者であることを知ったとしている。記者は、放送のための許諾をもらって撮影をしたと説明をしており、その場面は映像素材にも収録されている。番組制作の通常の手順からしても、また、撮影に用いられた機材等に「NHK 報道」のステッカーが貼られていたことからしても、A氏がNHKの番組の撮影であることを承知していなかったとは考えにくい。『かんさい熱視線』の撮影・収録であることについても、少なくとも撮影後には、A氏は了解していたと解するのが自然である。

他方、A氏は関西地区の『かんさい熱視線』での放送は了解できるが、全国放送である『クローズアップ現代』で放送されることは全く想定していなかった、と述べている。この点については、記者はB氏に対してA氏に伝えるよう依頼したと主張しているが、それ以上、NHK側に特段の反論はない。

本件のような、センシティブな内容の取材、撮影、放送にあたって、NHK側が番組の放送について取材対象者に十分な説明を行っていないとすれば問題があったと言える。

5. なぜ行き過ぎた演出・構成、不正確な報道がなされることとなったのか？ チェックする手立てはなかったのか？

(1) この点について確認されている主な事実は、以下の通り。

1) 記者が番組制作にあたって作成した取材メモ(3月13日付)は、混乱に満ちたもので、登場する二人(A氏、B氏)の描写は不正確である。

2) 2. で述べたように、A氏が事実「ブローカー」であるか否かについて、裏付け取材が十分になされていない。

3) 撮影が行なわれた場所を「ブローカー」の「活動拠点」としてよいか否かについて、記者はB氏には確認したものの、それ以上の裏付けをしていない。B氏からは、A氏と直接の連絡をしない方がよいとの助言を受けていたが、当該場所の使用権者に確認することはあり得た。

4) A氏B氏との接触は、記者一人でなされており、両者の身元や活動状況について、番組制作にあたる他のスタッフが関与しておらず、裏付けの証拠の存否について尋ねることもしていない。記者の取材源に対する遠慮があったとの証言を複数の番組スタッフがしている。

(2) 外部委員の見解

裏社会にかかわる取材・報道であることから、取材源の保護についてセンシティブになることは理解できないでもない。しかし、少なくとも上司(取材担当デスク、取材統括デスク等)には、取材源の身元や過去の番組への登場歴は知らせるべきであった。取材源であるB氏に関する情報を同僚からも守るためにミスリーディングな取材メモを作成したとの記者の説明は、理解が困難である。担当デスクの側での、取材内容の確認・点検も不足していた。

裏社会に関わる取材・報道に関して、事実の確認がときに困難となり得ることは理解できる。しかし、A氏が実際にブローカーであるか否か、撮影場面が「活動拠点」であるのか等については、裏付け取材が十分になされるべきであった。この点についても取材源への配慮からか、記者一人の取材に頼りすぎているように見受けられる。取材にあたっては、複数の記者による協力や相互の確認・点検等、組織的に真実を追求する努力が求められる。

また、映像や音声を加工することにより、登場する人物の同一性を明らかにしない報道については、行き過ぎた演出・構成がなされていないか、内容が真実に合致しているか否かを視聴者として確認することはより困難となる。こうした手法を用いる取材・報道にあたっては、この手法を用いる必要性および報道内容の真実性の確保について二重三重にチェックする等、細心の注意が払われるべきであろう。

6. むすび

放送法第1条第2号が「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」を放送の基本原則として掲げているように、放送番組の制作と放送については、放送事業者の自律性が核心的な価値の一つである。今回の問題に関して、NHKが自律的な解決を目指して本調査委員会を立ち上げ、調査と検討にあたったことは、その点で適切であった。

本調査委員会は、短期間ではあるが、記者、A氏、B氏はもちろん、番組制作にかかわったスタッフを含めて繰り返し聞き取り調査を行ない、また、関係諸方面への取材や資料収集等を通じて、可能な限り真実に近づこうとした。

裏社会にかかわる取材と報道は、あまねく日本全国に豊かで良質の番組を提供すべきNHKとして果たすべき重要な任務の一つである。出家詐欺を取り上げた今回の番組も、全体として見れば、宗教法人の置かれた財務状況の紹介も含めて社会的意義の大きな番組であったとすることができる。しかし、行き過ぎた演出や構成、取材の詰め甘さのため、結果としてNHKの信頼を傷つけることとなったことは、残念である。今回の事件で現場の取材・報道がことさら萎縮することなく、本報告書で指摘された点への反省を十分に踏まえ、自律的に真実を追求する報道番組を全国の視聴者に送り届けることを願ってやまない。

平成27年4月28日

山川 洋一郎

宮川 勝之

長谷部 恭男